

瀬戸内市農業渇水緊急対策事業

1. 対象者

渇水対策を行う農業者、土地改良区、水利組合等で次のいずれかの要件を満たす者

- ① 市内に住所を有すること
- ② 市内で水稲・野菜・果樹等の農産物を生産していること（※家庭菜園は除く）

2. 対象経費

渇水対策に要する経費で、次に掲げるもの（※ただし人件費や消耗資材費は除く）

- ① 小型ポンプ等¹の借上げに要する経費（ホース等、付属部品の購入費は除く）
- ② 給水に用いる車両（給水車・散水車・ミキサー車等）の借上げに要する経費
- ③ 取水措置等に必要な機器等の燃料費

小型ポンプ等¹とは

水中ポンプ、エンジンポンプ、給水タンク

3. 補助対象期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで

【9月1日（月）以降に行った渇水対策が対象になります】

4. 補助額

補助額は、事業費の1/2（国費）と残りの費用について、**最大20万円（市費）**を補助します。

（※超える部分は自己負担となります）

【例】・事業費30万円

→国15万円、市15万円、地元負担0円

・事業費40万円

→国20万円、市20万円、地元負担0円

・事業費60万円

→国30万円、市20万円、地元負担10万円

市の補助は最大20万円

国の補助のあとにかかる費用を

国	+	市
事業費の 1/2補助		残りの費用に 最大20万円

5. 申請・報告期限

交付申請書：令和7年9月30日（火）

実績報告書：令和7年10月31日（金）

補助金申請～交付の流れ

水利組合等
（交付申請書）

市（建設課）
（審査・交付決定）

水利組合等
（実績報告書）

市（建設課）
（審査・補助金
支払い）

- ・交付申請書：見積書、実施予定箇所図、着手前写真
- ・交付決定後：着手届
- ・実績報告書：領収書、実施写真、実施箇所図、請求書

【問い合わせ先】

瀬戸内市 産業建設部建設課 農林業施設係
TEL：0869-22-3923 FAX:0869-22-3965